

川崎市立百合丘小学校いじめ防止基本方針

1. 2026年度(令和8年度) 学校経営計画

教育関係法令
小学校学習指導要領
かわさき教育プラン
学校評価の方法
夢教育 21 推進事業

学校教育目標

- 笑顔あふれる学校（自己肯定感・有用感）
- ・ 明るい子（自他を大切にし、認め合い協力する、健康な子）
 - ・ よく考える子（課題に対して自ら考え解決、行動する子）
 - ・ がんばる子（目標に向かって努力する子）

児童目標

私も大切
あなたも大切

学校経営方針

- ・ 新しい時代を拓く学校経営を目指す。
- ・ 生命の尊さや価値を知り、お互いの存在を尊重できる、心豊かな子どもを育てる。
- ・ 学習指導要領のもと、一人一人が輝き、「確かな学力」を身につけられるようさらなる授業力向上に努める。

育成をめざす資質・能力

- 様々な場面での課題を解決することのできる基礎的・基本的な知識や技能（知識・技能）
- 自ら課題を見出し、既習の知識や技能を活用して考え判断し、話し合ったり自分の思いを表現したりする力（思考力・判断力・表現力等）
- 他者との協働を通して、主体的に学び、お互いに高め合う姿勢や態度（学びに向かう力・人間性等）

学校経営の重点

(1) 明るい子

自他を大切に、認め合い 協力する、健康な子

- 1-1** 豊かな心の育成と人権教育の推進
- ・ 全教育課程をとおして「私も大切 あなたも大切」という心を醸成
 - ・ たてわり活動をとおして、社会性や思いやりの心を育む 自己肯定感
 - ・ 道徳科を要に人権教育の推進 読書活動を通じた心の教育
- 1-2** いじめ防止に向けての取組
- ・ 道徳及び日常的な取組 いじめは絶対にいけないという気持ち ソナーで探知
- 1-3** 健康な体をつくる取組
- ・ 運動に親しむ 基本的な体の動かし方を身につける 心身の健康な体づくり(含む食育)
 - ・ 日常的な運動の機会(きらきらタイム)の確保
 - ・ 休み時間の運動集会など子どもたちの主体的な取組

(2) よく考える子

課題に対して自ら考え 解決、行動する子

- 2-1** 各教科における資質・能力の育成
- ・ 学年での教材研究の充実 学年会の充実
- 2-2** 効果的な教育課程の構築
- ・ カリキュラムマネジメントの充実(校内研究とからめ、効果的なカリキュラムの編成)
 - ・ 学年内での交換授業、教科担任制の推進
- 2-3** 授業力の向上と研究・研修
- ・ 教師の授業力の向上を図るため、校内研究、研修の充実
 - ・ 探求的な学びの視点に立った主体的・対話的で深い学びの実現
 - ・ 分かる授業づくりを推進していく
- 2-4** GIGA スクール構想の推進
- ・ 学びの質の向上を目指した GIGA 端末の効果的な活用
 - ・ GIGA 端末を正しく使えるための情報モラル教育の推進

(3) がんばる子

目標に向かって努力する子

- 3-1** 子どもたちの主体的な活動を支える
- ・ 協働する活動を通して 相手の良さを認める よりよい人間関係の構築
 - ・ 活動を振り返り、自分や相手をほめて、自己肯定感や自己有用感をもてるように
- 3-2** 百合丘小学校の一員としての思いを育む
- ・ 先輩から引き継いだ百合丘小学校の伝統や文化を大切にしている心情を育む
 - ・ 学校に対する愛着、より良い学校にしようとする気持ちを育む

(0) 教職員及び保護者、地域との連携を強め教育効果を高める

0-1 温かな学校(子どもの実態を教職員で共有)

- ・ 児童の社会性の発達をめざす
- ・ 一人一人の違いや個性を認め、受け入れ、実態に応じた支援や指導

0-2 チームで対応する学校

- ・ 支援教育コーディネーターを中心として 教育活動サポーター等の活用 組織的な対応を心がけ、教職員全員で支援教育を推進する
- ・ 教職員の働き方の工夫、改善

0-3 保護者との信頼関係の構築

- ・ 教職員の高い人権意識
- ・ 情報を共有し、どの教職員も同じ意識で保護者の気持ちに寄り添った対応

0-4 地域とともに歩む学校の推進

- ・ コミュニティスクールとして「地域とともに子どもを育む学校」をめざす
- ・ 地域資源、地域協力者等を活用して教育効果を高める
- ・ 地域に根差した特色ある教育の構築、推進

0-5 学校からの発信

- ・ 学校の教育活動について理解と支援を得られるよう発信する
- ・ 学校ホームページの活用

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするこことで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図るこことで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合

○ 金品等に重大な被害を被った場合

○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭（長瀬）（小島）（植田）、教務主任（植田）、
学年個別支援担当（1年：船木）（2年：川島）（3年：鈴木彩）（4年：石原）
（5年：長瀬）（6年：山田）（個別：清水直）（藤井）
支援教育コーディネーター（穂田）（村山）、養護教諭（中村茜）、児童会活動（蒲生）（由利）
スクール巡回カウンセラー（平野）スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・穂田・村山・校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山・研修担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・川島・穂田・村山
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山・校長

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山・植田
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・穂田・村山

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会活動・計画委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・蒲生・由利・米田・長瀬
穂田・村山
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・植田
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・植田

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長・教頭・穂田・村山
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長・教頭・穂田・村山
- ・地域見守り支援センター（区教育担当）との連携・・・・・・・・・・校長・教頭・穂田・村山

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・効果測定職員研修
6	<p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止標語の募集(児童会・代表委員会)→標語やポスター制作など ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集計について
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・計画委員会による活動
全校児童が参加してのあいさつ運動
いじめ防止啓発活動（標語の募集・ポスター掲示等）
- ・集会委員会による活動
全校や異学年交流による人間関係づくりのレクリエーション
- ・環境・美化委員会による活動
ごみの分別の推進やクリーン活動

学校の取組

[児童支援の重点目標]

- ・安心して過ごせる学校づくり・取り組みやすい授業づくり

[人間関係作り]

- ・かわさき共生＊共育プログラムの実施
- ・効果測定の実施

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流を意識した学習計画
- ・ゆりの活動
- ・合唱団コンサート
- ・ゲストティーチャーを招いた学習
- ・保幼小連携
- ・小中連携
- ・町内会・子ども会などでの地域との交流

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・各種ボランティア活動を通しての見守り

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動

※各予定は変更する場合があります。